

第1章 現代社会における子ども家庭福祉の意義と歴史の変遷

《第1節 子ども家庭福祉の理念と概念》

1	<p>児童福祉法 第1条</p> <p>全て児童は、(A) の精神にのっとり、適切に (B) されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその (C) が図られることその他の福祉を等しく保障される (D) を有する。</p>	□ □ □
2	<p>児童福祉法 第2条</p> <p>① 全て国民は、児童が良好な (A) において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その (B) が尊重され、その (C) が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。</p> <p>② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて (D) を負う。</p> <p>③ (E) は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p>	□ □ □
3	<p>児童福祉法 第3条の2（家庭と同様の環境における養育の推進）</p> <p>国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の (A) を支援しなければならない。ただし、児童及びその (A) の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が (B) において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な (C) において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない（ダイジェスト版p6参照）。</p>	□ □ □

《第5節 現代社会と子ども家庭福祉》

1	<p>わが国では、1947（昭和22）年～1949（昭和24）年の（ A ）期に生まれた女性が結婚・出産したことにより、1971（昭和46）年～1974（昭和49）年には（ B ）となり、当時は1年間に200～210万人もの出生数があった。しかし、1973（昭和48）年をピークとして、1974（昭和49）年以降は減少が続き、1992（平成4）年からは低水準のまま増減を繰り返している。</p>	<p>□ □ □</p>
2	<p>厚生労働省の「人口動態統計」によると、わが国の（ A ）（その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数）は、2019（令和元）年は1.36、2020（令和2）年は（ B ）で、人口維持に必要な数値（人口置換水準：おおむね2.1）にはほど遠い数値で推移している。</p> <p>なお、諸外国の（ A ）（2019年）は、（ C ）が1.84、アメリカが1.71、（ D ）が1.70、イギリスが1.65、ドイツが1.54、イタリアが1.27、シンガポールが1.14、香港が1.05、台湾が1.05、（ E ）が0.92などとなっている（内閣府「令和3年版 少子化社会対策白書」より）。</p>	<p>□ □ □</p>
3	<p>厚生労働省の「人口動態統計」によると、離婚件数は、1964（昭和39）年から毎年増加し、1983（昭和58）年に17万9150件を記録した。その後、漸減傾向がみられたが、1991（平成3）年から再び増加に転じ、1996（平成8）年に初めて（ A ）万件を超えた。</p> <p>（ B ）年に過去最高の離婚件数（28万9836件）を記録した後は減少傾向にある（2020（令和2）年は（ C ）万3253組／離婚率（人口千対）は1.57）。</p>	<p>□ □ □</p>
4	<p>厚生労働省の「国民生活基礎調査」（2019（令和元）年）によると、児童（18歳未満の未婚の者）のいる世帯は全世帯の21.7%で、児童のいる世帯の平均児童数は1.68人となっており、年次推移では（ A ）傾向となっている。</p> <p>児童のいる世帯を世帯構造別にみると、「（ B ）世帯」が76.0%で最も多く、次いで「（ C ）世帯」が13.3%となっている。</p>	<p>□ □ □</p>

11	<p>都道府県は、児童相談所がその業務のうち法律に関する（ A ）な知識経験を必要とするものについて、常時（ B ）による助言または指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における（ B ）の配置またはこれに準ずる措置を行うものとされている（児童福祉法12条3項）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
12	<p>児童相談所は、必要に応じ、（ A ）して相談を受け、調査、判定、および指導を行うことができる（児童福祉法12条4項）。 児童相談所長は、その管轄区域内の（ B ）に必要な調査を委嘱することができる（同条5項）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
13	<p>児童相談所には、必要に応じ、児童を（ A ）する施設を設けなければならない（児童福祉法12条の4）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
14	<p>児童相談所は、受け付けた相談について主に児童福祉司、相談員等により行われる調査に基づく（ A ）診断、（ B ）等による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の児童指導員、保育士等による（ C ）診断、その他の診断をもとに、総合的な（ D ）（総合診断）を行い、現在問題となっている状態に至ったプロセスを見立て、（ D ）および見立てに基づき、個々の子どもに対する（ E ）を作成する。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
15	<p>児童相談所長は、児童またはその（ A ）を、児童福祉司もしくは（ B ）に指導させることができる（児童福祉法26条1項2号）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
16	<p>児童相談所長は、都道府県知事からの委任を受けて、児童を（ A ）を行う者もしくは里親に委託し、または一定の児童福祉施設に（ B ）させる措置を採る（児童福祉法27条1項3号、同法32条1項）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
17	<p>児童相談所が、里親委託、児童福祉施設入所等の措置を採る場合等において、児童もしくはその（ A ）の意向が当該措置と一致しないときは、原則として、（ B ）の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、（ B ）の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない（児童福祉法32条1項、同法27条6項、同法施行令32条1項）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>

7	<p>(A) は、子どもやその親、(B) の人々に対し、無料または低価格で、栄養のある食事を提供するための社会活動である。(A) は、子どもたちに温かい食事を提供することのみならず、(B) における人と人とのつながりを生み出すことにも貢献している。</p>	□ □ □
---	--	-------

《第2節 諸外国の動向》

1	<p>フランスの(A) は、慈善事業の精神で開設・運営されてきた託児所が、1881年の制度改革により、公教育制度に組み込まれ、教育省の管轄下に置かれたもの(幼児学校)である。</p> <p>なお、フランスでは、2019年に義務教育の開始年齢が6歳から3歳に引き下げられ、義務教育は3～16歳の13年となった。</p>	□ □ □
2	<p>(A) では、すべての保育関連施設が教育制度の下に位置づけられており、保育の制度は、就学前保育と学童保育に大きく分けられている。就学前保育と総称される施設や制度としては、就学前保育所、家庭的保育所、公開型保育、就学前保育クラス(6歳児対象)がある。</p>	□ □ □
3	<p>イギリスやアメリカでは、(A) などの考え方のもとに、里親委託や養子縁組を中心にケアが行われている。</p> <p>(A) とは、児童の成長発達を考えた場合に、養子縁組等により安定した親子関係を結ぶほうが好ましいという考え方をいう。</p>	□ □ □
4	<p>オーストリアで誕生した要保護児童のための施設である「(A)」は、日本を含む世界各地でその活動を展開している。</p> <p>「(A)」では、「村のお母さん」のもとに異年齢の児童5人前後が共同生活する家が広大な敷地内に点在し、家庭を基盤とした養育が展開されている。</p>	□ □ □